

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

1. 改正理由

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 28 年厚生労働省令第 12 号）が平成 28 年 4 月 1 日付で施行され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）が併せて改正されたことに伴い、八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものである。

2. 内容

条例第 10 条第 3 項第 4 号の規定中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

- ※1 放課後児童支援員となるには、次のいずれかに該当し、かつ都道府県知事が行う研修を修了しなければならない。
- ・保育士、社会福祉士、教諭（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校）の資格を有する者
 - ・大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科を卒業した者
 - ・高等学校卒業者等であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの 等

- ※2 義務教育学校は、小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して行う学校であり、学校教育法の改正により平成 28 年に新設された学校教育制度である。

3. 放課後児童健全育成事業の主な内容

放課後児童クラブは、両親が共働き等で、昼間家に誰もいない家庭の小学生を対象に、学校の授業終了後（放課後）から夕方まで過ごす場所を提供するもので、市内 44 箇所運営している。（児童福祉法第 6 条第 3 項）

また、国の実施基準に基づいて整備及び運営をしており、必要経費については国、県から 1/3 ずつ「子ども・子育て支援交付金」として交付を受けている。

4. 施行日

公布の日